

鳥羽商船高等専門学校いじめ防止基本方針

制 定 平成26年10月14日

最終改正 平成28年 3月 3日

鳥羽商船高等専門学校（以下「本校」という。）は、「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）（以下「法」という。）」、「いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定）」及び「独立行政法人国立高等専門学校機構いじめ防止等対策ポリシー（平成26年3月27日理事長裁定）」にのっとり、本校におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため「鳥羽商船高等専門学校いじめ防止基本方針（以下「本校基本方針」という。）」を定める。

【基本方針】

（いじめの定義）

第1 「いじめ」とは、本校の学生に対して、本校に在籍している等、当該学生と一定の人的関係にある他の学生が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった学生が心身の苦痛を感じているものをいう。

（基本理念）

第2 いじめの防止等のための対策は、次に掲げる事項を旨として行わなければならない。

- ① いじめは、本校の全ての学生に関係する問題であることを考慮し、全ての学生が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、本校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにする。
- ② 全ての学生がいじめを行わず、また、他の学生に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが、学生の心身に及ぼす深刻な影響や、その他のいじめの問題に関することについて、学生の理解を深める。
- ③ いじめを受けた学生の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、本校、独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）、地域住民、家庭その他の関係者・機関との連携の下に行う。

（いじめの禁止）

第3 学生は、いじめを行ってはならない。

（本校及び教職員の責務）

第4 本校及び教職員は、法及び基本理念にのっとり、学生の保護者その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、学生がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

【いじめの防止】

(いじめ防止対策委員会の設置)

第5 法第22条の規定¹に基づき、本校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ防止対策委員会（以下「対策委員会」という。）」を置く。

2 対策委員会に関し必要な事項は別に定める。

(人権意識、道徳的実践力の育成)

第6 本校における教育活動全体を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図り、学生の豊かな情操を培い、人権意識や心の通う対人交流能力を養成する。

(自己有用感・自己肯定感の育成)

第7 本校における教育活動全体を通じて学生が活躍でき、他者の役に立っていると感じることのできる機会を提供し、学生の自己有用感を高める。

(保護者や地域社会、関係機関との連携)

第8 保護者や地域社会及び関係機関との緊密な連携協力関係構築のため、本校基本方針をホームページや学校だより等で発信するとともに、入学手続き説明会において新入生とその保護者に周知する。

2 奨学後援会と学校との懇談会や寮生保護者懇談会及び運営諮問会議等において、いじめの問題について協議する機会を設け、社会一丸となつての対策推進に繋げる。

(教職員の資質向上のための研修の実施)

第9 いじめの防止等に対する対策が、専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員に対しいじめの防止等に関する校内研修を実施し、資質向上を図る。

【早期発見】

(教職員による観察や情報交換)

第10 教職員は、いじめの早期発見に努めるため、次に掲げる事項に留意し、いじめの見過ごし・見逃し、対応の先延ばし等による深刻化を防ぐことを心がける。

① いじめは、教職員の目に付かない時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりする等、気付くことや判断が困難な形で行われることが多いことを認識しておく。

② 学生のささいな変化に気づき、わずかな兆候であってもいじめではないかとの疑いを持って早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを軽視したりすることなく積極的

¹ いじめ防止対策推進法（抜粋）

第二十二條 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

に認知する。

- ③ ささいな兆候や懸念、学生からの訴え等を教職員個人で抱え込まず、教職員相互が積極的に情報を交換し共有するとともに、対策委員会にも報告する。

(定期的ないじめ調査や個人面談の実施)

第11 「こころと体の健康調査」等の定期的実施するアンケート調査や学生相談室等を活用し、学生の生活実態等についてきめ細かに把握することにより、いじめの早期発見に繋げる。

- 2 担任教員及び専攻主任（以下「担任教員等」という。）、その他の教職員は、普段から学生への態度や関わり方を見直し、気軽に相談される雰囲気作りに留意し、特に担任教員等は、懸念される学生に対して個人面談を定期的実施する等の方法により、いじめの早期発見に繋げる。

(相談体制の整備や相談機関の周知)

第12 学生及びその保護者並びに教職員が、いじめに係る相談を行うことができる体制として、本校学生相談室をもって充てる。

- 2 学生相談室は、本校における相談方法以外に「24時間いじめ相談ダイヤル」等、本校以外の相談窓口についても積極的に学生に広報し周知する。

【いじめへの対応】

(いじめの発見や相談を受けた時の対応、いじめの事実調査と組織的対応)

第13 教職員は、いじめと疑われる行為や暴力を伴ういじめを目撃した場合には、次に掲げる事項に留意し対処する。

- ① 速やかに行為を止めることを最優先する。なお、単独での制止が困難と予測される場合は、他の教職員の応援を求める。
 - ② いじめを受けた学生（以下「被害学生」という。）の安全を確保するとともに、教育的配慮の下で被害学生及び、いじめを行った学生（以下「加害学生」という。）を適切に指導する。
 - ③ 対応をとった後、何が起きていたのか、どのような対応を行ったかを速やかに対策委員会に報告する。
- 2 教職員は、学生や保護者等から、いじめに関する相談や通報を受けた場合には、真摯な対応を行い、その内容を対策委員会に速やかに報告する。
 - 3 対策委員会は、いじめに関する相談や通報を受けた場合には、速やかに組織的に対応し事実確認を行い、いじめがあったことが確認された場合は、被害学生を守り通すとともに、加害学生に対しては、当該学生の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導を行う。
 - 4 対策委員会は、いじめが確認された場合、その再発を防止する対策を講ずるとともに、校長が責任をもってその確認結果及び対策を機構理事長に報告する。

- 5 校長は、加害学生に対し教育上必要があると認めるときは、学生委員会及び教員会議での審議を経て、本校学則第61条の規定に基づき懲戒を加える。
- 6 対策委員会は、いじめの事実確認の過程において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、早急に機構及び所轄警察署と連携してこれに対処する。
- 7 対策委員会は、3、4及び6の対応にあたり、教職員全員の共通理解、当該双方の学生・保護者の周囲の者の協力、専門家及び関係機関等との連携を図る。
- 8 いじめに関する問題解決にあたり、その対応に関わる全ての者は、当事者に係るプライバシー、名誉、人権等に十分配慮するとともに、知り得た秘密を漏洩させてはならない。
- 9 教職員及び学生等は、いじめに対する相談、申立て、当該相談に係る調査への協力その他いじめの防止等に関し、正当な対応をした者に対し、そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。

(インターネット上のいじめへの対応)

第14 インターネット上のいじめ等に繋がる不適切な情報発信が発見された場合、対策委員会は、第13に準じ対応するとともに、必要に応じ所轄警察署や法務局等と連携し、直ちに削除する措置及びその他必要な対応をとる。

(重大事態への対応)

第15 対策委員会が法第28条第1項に規定する重大事態²であると認めた事案については、当該重大事態への対処及びそれと同種の事態発生防止のため、機構の指示を仰いであうえ、適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査（以下「重大事態調査」という。）をする。

- 2 対策委員会は、機構と連携し、当該被害学生及びその保護者に対し、重大事態調査に係る事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

(被害学生やその保護者への支援)

第16 被害学生やその保護者に対しては、対策委員会が中核となり全校的な協力体制を図りつつ、次に掲げる支援をする。

- ① 保護者には、事実関係及び安全確保と秘密厳守について迅速かつ正確に伝え、今後の対応等について情報を共有する。
- ② 被害学生にとって信頼できる家族・友人・知人・教職員等と連携し、安心して授業その他の活動等に取り組める環境を確保し、寄り添い支える体制を整える。

² いじめ防止対策推進法（抜粋）

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。

- ③ 学生相談室のカウンセラーや精神科医師による心のケアを行う等、被害学生を支える体制を整える。

(加害学生やその保護者への助言)

第17 加害学生やその保護者に対しては、対策委員会が中核となり全校的な協力体制を図りつつ、次に掲げる助言をする。

- ① いじめの状況に応じて、孤立感や疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、機構や所轄警察署との連携による措置も含め毅然とした対応をする。
- ② 保護者には被害学生の個人情報やプライバシーに十分配慮しつつ、事実関係を迅速かつ正確に伝え、事実に対する理解と納得を得たうえで、適切な対応をとるための協力を求めるとともに、継続的な助言をする。

(学生全体への働きかけ)

第18 学生全体に対しては、対策委員会が中核となり全校的な協力体制を図りつつ、次に掲げる働きかけをする。

- ① いじめを見たり知っていた学生に対しても、決して他人事ではなく自分の問題としてとらえることができるよう指導する。
- ② いじめをはやし立てたりする「観衆」や見ていただけの「傍観者」になることなく、いじめを抑止する「仲裁者」となれるよう、たとはいじめを止めさせることはできなくても誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。
- ③ いじめを当事者間だけの問題とせず、学校全体の問題ととらえ、全ての学生が互いに尊重しあい、認める人間関係を築くよう、全校集会やホームルーム等を通して指導を行う。

(継続的な支援・助言・指導等)

第19 いじめ事案が解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、対策委員会が中核となり必要な支援・助言・指導等をする。

(点検及び評価)

第20 本校基本方針に基づく取組みについては対策委員会で点検し、自己点検評価委員会等で評価を行い、不断の改善に努める。

- 2 点検にあたっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組み等について適正に行う。

附 則

この基本方針は、平成26年10月14日から施行する。

附 則

この基本方針は、平成28年4月1日から施行する。